

Supporting your growth

Firm News Vol. 114 September' 20

Contents

- 【法改正】 労働者災害補償保険法 複数就業者等に関するセーフティネットの整備等
- 【法改正】 厚生年金保険法 標準報酬月額の上限の改定



EP Consulting Services

Social Insurance Consulting Firm EOS

Social Insurance Consulting Firm EOS Firm News

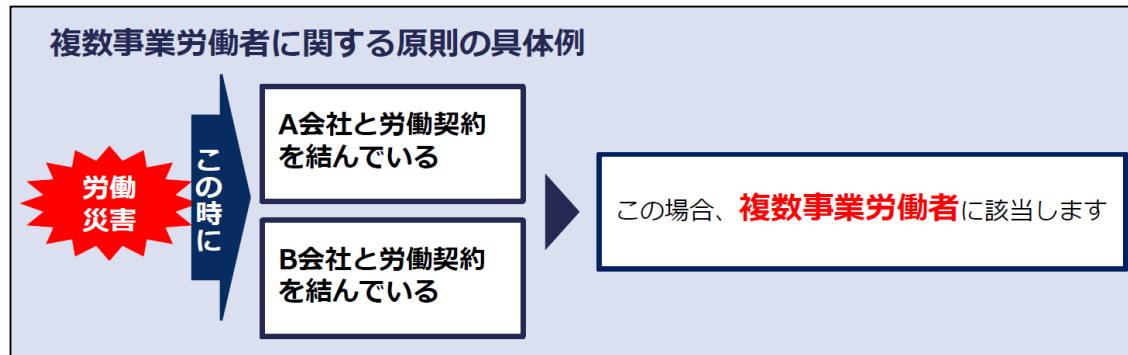
➤【法改正】労働者災害補償保険法 複数就業者等に関するセーフティネットの整備等

9月号は、2020年9月1日に施行された労働者災害補償保険法の改正について説明させていただきます。

これまで労災保険の目的には、事業主が異なる2以上の複数の事業に使用される労働者の業務上または通勤途上の災害に関する明確な規定はありませんでした。そこで、目的規定が改正され、複数事業労働者に業務上または通勤途上の災害が発生したことによる負傷、疾病、障害または死亡に対して、迅速かつ公正な保護を図るために必要な保険給付を行い、あわせて当該被災労働者の社会復帰の促進、その遺族の援護、安全および衛生の確保等を図り、労働者の福祉の増進に寄与することを明確化することとなりました。

1. 複数事業労働者とは

被災した（業務や通勤が原因でけがや病気などになったり死亡した）時点で、事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者の方のことをいいます。



(参考)改正後の労働者災害補償保険法

第1条 労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

Social Insurance Consulting Firm EOS Firm News

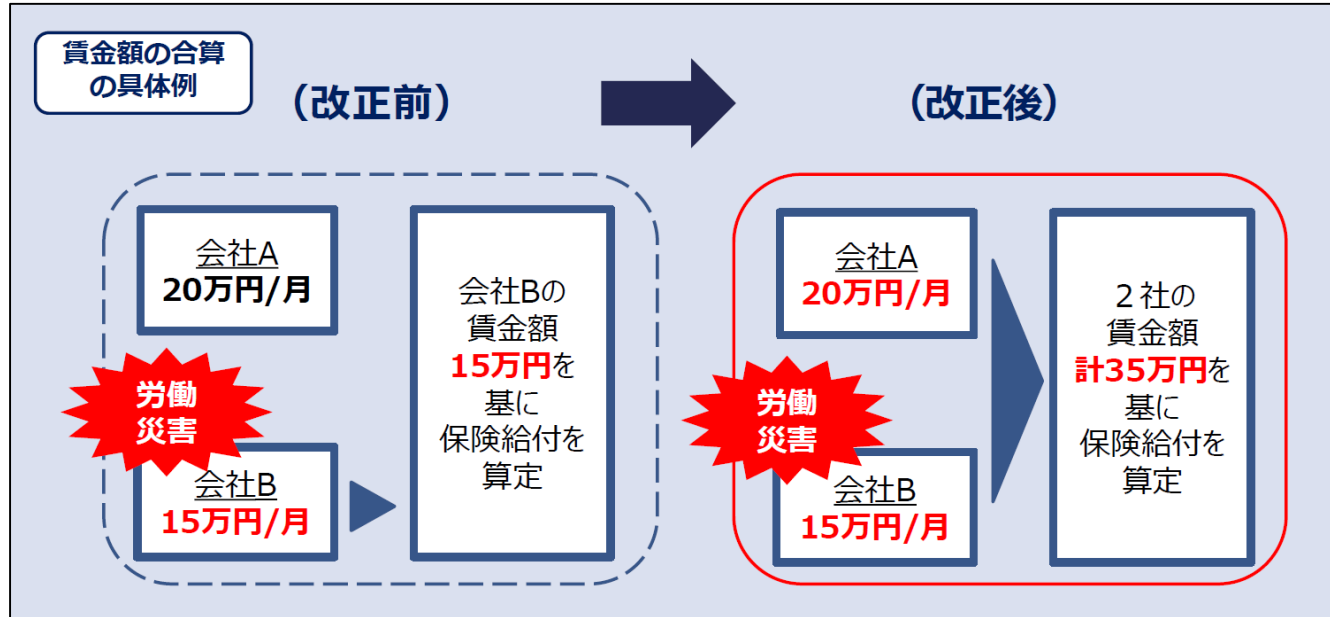
▶【法改正】労働者災害補償保険法 複数就業者等に関するセーフティネットの整備等

2. 法改正の大きなポイント① 複数の会社の賃金額を合計して給付額等を決定する

労災保険に係る保険給付のうち現金給付（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金、葬祭給付等）の基礎となる給付基礎日額は、原則として、労働基準法の平均賃金をもとに算定します。現行法の下では、複数の事業場で働きそれぞれから賃金を受け取っている労働者が業務災害にあった場合には、それが発生した事業場から支払われていた賃金をもとに平均賃金が算定され、給付基礎日額となります。しかし、労働者が複数の事業場から賃金の支払いを受けている場合、通常は合算した額をもとに生計を立てていると考えられ、被災した一事業場のみの稼働能力の填補では生計が危うくなる場合が考えられました。

今回の改正によって、複数事業労働者の方については、各就業先の事業場で支払われている賃金額を合算した額を基礎として給付基礎日額（保険給付の算定基礎となる日額）が決定されます。

業務災害や通勤災害の別にかかわらず、複数事業労働者であれば対象です。従って、次ページで説明する、複数業務要因災害の場合にあっても同様の取り扱いがなされます。



Social Insurance Consulting Firm EOS Firm News

▶【法改正】労働者災害補償保険法 複数就業者等に関するセーフティネットの整備等

3. 法改正の大きなポイント②

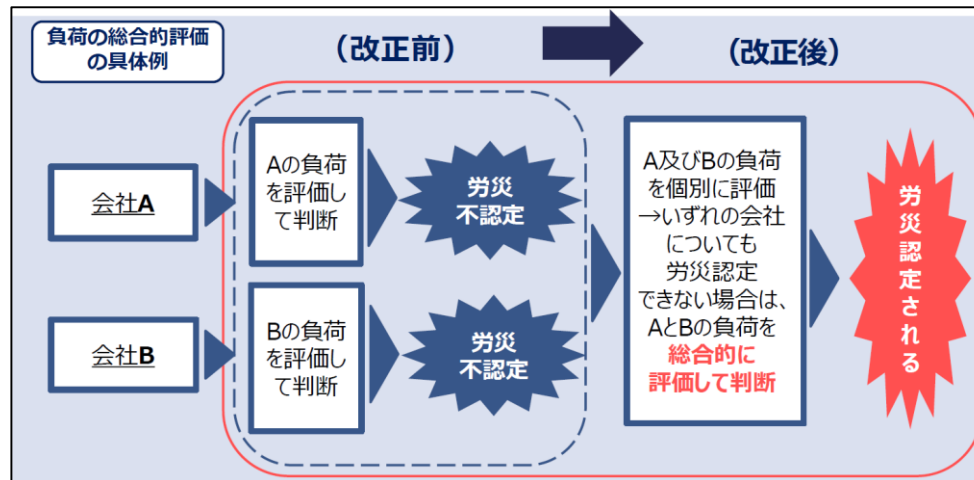
労働負荷を評価するときに複数の会社での負荷（労働時間や精神的な負担など）を総合して評価する

これまで、1つの事業場のみの業務上の負荷（労働時間やストレス等）を評価して、労災認定の判断をしていました。

今回の改正によって、1つの事業場のみでは労災認定されない場合、複数の事業場の業務上の負荷を総合的に評価して、労災認定の判断をするようになります。

今回の改正によって、新しく複数の事業の業務を要因とする傷病等（負傷、疾病、障害又は死亡）についても、労災保険給付の対象となります。新しく支給事由となるこの災害を「複数業務要因災害」といいます。なお、対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。

複数事業労働者の方については、1つの事業場のみの業務上の負荷（労働時間やストレス等）を評価して業務災害に当たらない場合に、複数の事業場等の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定できるか判断します。これにより労災認定されるときには、上記の「複数業務要因災害」を支給事由とする各種保険給付が支給されます。



複数就業者の労災事故の難しい問題は、複数就業者が会社の許可を得ず、または届出を行わずに行っているような場合です。2カ所以上の会社で働いている人がいた場合、自分の会社以外でどのように働いているかは労働者本人に聞かないと分かりません。会社としては、いくら労働者に働きかけても本当のことを話してもらえなければ配慮することはできませんので、今後は、会社と労働者が本当のことを話せる関係を築いておくことが大事になってくると思います。

Social Insurance Consulting Firm EOS Firm News

➤【法改正】厚生年金保険法 標準報酬月額の上限の改定

1. 法改正の内容

厚生年金保険法における従前の標準報酬月額の上限等級(31級・62万円)の上に1等級が追加され、上限が引き上げとなりました。9月1日施行となっておりますので、ご確認下さい。

今回、上限が引き上げられた理由として、厚生年金法20条2項に「毎年3/31における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9/1から、健康保険法に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定できる」とあります。

平成28(2016)年より、各年度末時点で、全厚生年金被保険者の平均標報の2倍が標準報酬月額の最高等級である62万円を超えている状況が続いており、今後も継続する蓋然性が高いとされ引き上げとなりました。

【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

▶【法改正】厚生年金保険法 標準報酬月額の上限の改定

2. 実務対応について

今回の措置で会社としては行政に対して書類の提出等、特段に何かするという事は無く、年金機構で該当する人がいた場合に改定通知書が事業所あてに送付されるとのことですが、保険料が上がりますので該当する方へは事前にお知らせするようにしてください。

① 厚生年金保険の上限改定に係る特例的な取扱い

この改定により、令和2年9月に適用される標準報酬月額と実際に被保険者が受けている報酬との間に大きな乖離が生じるケースにおいては、事業主からの届出により、標準報酬月額の特例的な改定を行うことができます。

具体的な事例は厚生労働省から公表されています。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202009/20200901.files/001.pdf>

② 改定通知書の送付

厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主及び船舶所有者に対して、令和2年9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」を送られる予定です。また標準報酬月額の改定に際して、事業主及び船舶所有者からの届出は不要ということです。

本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、
下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人EOS

東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル5階

TEL: 03-4577-1802 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp

URL: <http://www.epcs.co.jp>